

平成31年度 入札・契約制度の改善

(平成31年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

本市では、より一層の競争性・透明性を高めるとともに工事等の品質確保を目的として、従来から入札契約制度の改善に取り組んでいます。

今回、以下のとおり入札・契約制度を改善し、平成31年4月1日から実施します。

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて
2. 共同企業体の代表者要件の緩和
3. 現場代理人の変更事由の緩和
4. 入札制限がかかる人的関係者の見直し
5. 工事の変動型調査基準価格の試行について

1. 工事等の一般競争入札の取り扱いについて

【1】工事成績良好業者に対する優遇措置（継続試行）

工事成績良好業者対象工事

一般競争入札（設計金額1,000万円以上）で、難易度の高い工事等について、発注条件に工事成績要件を追加します。

【2】工事（業務）成績不良業者に対する制限措置（継続試行）

（1）入札参加等の制限

一般競争入札

平成29年度及び平成30年度に竣工した本市の工事（業務）成績で、2ヶ年度の同種工事（業務）の工事（業務）成績平均点が65点未満の者は、引き続き、設計金額1,000万円以上の一般競争入札への入札参加は認めません。

また、平成29年4月1日以降に竣工した本市の工事で、同種工事（業務）の65点未満の工事（業務）成績は、施工（履行）実績と認めません。

（2）配置予定技術者に対する制限

一般競争入札

（ア）原則、総合評価競争入札による案件について、配置予定技術者の技術者経験を求めています。平成31年度も引き続き実施します。

（イ）配置予定技術者の技術者経験を求める場合は、平成29年4月1日以降に竣工した本市の工事（業務）で、同種工事（業務）の65点未満の工事（業務）成績の工事（業務）は、技術者経験と認めません。

【3】入札参加申請時の工事实績証明（CORINS の添付）の取り扱いについて

工事の一般競争入札で求める工事实績の証明は、引き続き、原則 CORINS カルテの添付を義務付けます。

【参考事例】平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの発注の場合	
平成 16 年 4 月 1 日以降に竣工した工事で以下の分類により提出すること	
金額区分	施工実績・従事経験を証する書類
請負金額が 2,500 万円以上 (詳細コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（竣工登録）又は竣工時工事カルテの写しの添付。
請負金額が 500 万円以上 2,500 万円未満(簡易コリンズの対象)	コリンズの登録内容確認書（受注登録されていれば可）又は受注登録の工事カルテの写し。ただし、写しと併せ竣工時の工事概要、請負金額がわかるもの（当初及び変更後の契約書・工事概要書等）を添付。

【4】一般競争入札で求める配置予定技術者の雇用期間の確認

請負予定金額3,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）の一般競争入札の配置予定技術者については、公告日以前に3ヶ月以上の継続雇用を求めています。平成31年度も引き続き実施します。

【5】一般競争入札の民間工事施工実績の認定（継続試行）

一般競争入札で本市が求める工事施工実績は、基本的に公共工事に限定していますが、入札参加機会の拡大等を図るため、平成 23 年 4 月 1 日以降発注の案件から一部案件で、民間工事の請負契約（元請に限る）による施工実績も認めています。平成 31 年度も引き続き実施します。

対象工事：「建築一式工事」で設計金額 3,000 万円未満の工事案件

なお、施工実績の提出書類については、公告文にて記載します。

2. 共同企業体の代表者要件の緩和

本市の共同企業体の代表者には、経営事項審査の総合評定値（以下、「総合評定値」という。）が最高であることを求めています。

しかしながら、構成員の中で総合評定値が最大ではない者でも、当該工事について実績や施工能力が他の構成員より高い場合が想定されるため、こうした場合に対応できるよう、代表者の要件を緩和するものです。

運用（改正前）	代表者に設定する入札参加資格要件（総合評定値の下限、施工実績等）を満たし、かつ、総合評定値が最大であること。
---------	--



運用（改正後）	代表者に設定する入札参加資格要件（総合評定値の下限、施工実績等）を満たす者のうち、構成員の自主的な選定により決定
---------	--

3. 現場代理人の変更事由の緩和

現場代理人の変更は、病気、死亡、退職、その他特別な場合以外は認めていませんでしたが、平成30年7月豪雨をはじめとした、近年の災害発生に伴う復旧工事の増加や、建設業界の人手不足が深刻化する中で、人員調整の必要性を考慮し、現場間の調整を要する場合等の受注者都合による変更を認めます。

変更事由（改正前）	病気、死亡、退職、その他特別な場合
-----------	-------------------



変更事由（改正後）	上記の場合のほか、現場間の配置調整など、一定の理由がある場合
-----------	--------------------------------

※変更を希望する場合は事前に契約課へご相談ください。

4. 入札制限がかかる人的関係者の見直し

現在、同一案件への人的関係のある者（会社）同士の入札参加は認めていませんが、国土交通省が一部の取締役について人的関係の対象外としたことに合わせ、本市でも以下のとおり一部改正します。

（改正内容）

入札制限がかかる取締役のうち「社外取締役」を対象外とします。

※社外取締役以外の取締役等が兼務する者（会社）同士の同一案件への入札参加は
引き続き、認めませんので注意してください。

5. 工事の変動型調査基準価格の試行について

設計金額5,000万円以上の建設工事及び総合評価競争入札で発注する建設工事のうち、過去に調査基準価格と同額の入札が行われる等、過度の競争状態にあると認められるものについて、変動型の調査基準価格を試行的に導入します。

1. 対象工事

- ・アスファルト舗装工事
- ・管更生工事

※今後の入札の状況により、対象工事は適宜見直すことがあります。

変動型調査基準価格の対象工事は、その旨を公告文に記載します。

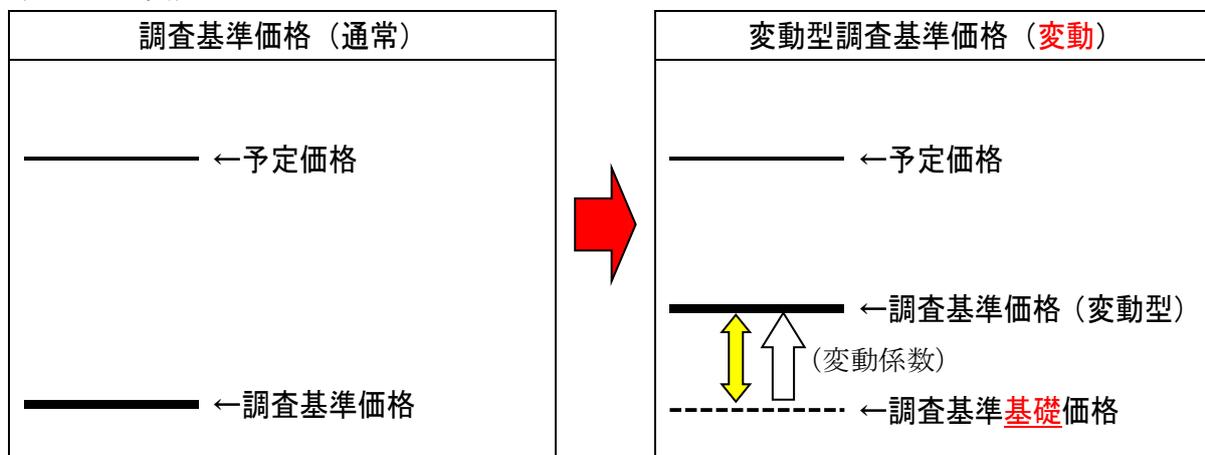
※変動型と通常の調査基準価格案件が併存しますので、いずれの方式か十分確認してください。
不明な場合は必ず入札参加前に契約課へお問い合わせください。

2. 試行開始日 平成31年4月1日以降に公告を行う案件

3. 算定方法 (変動型)

変動型調査基準価格	
(調査基準基礎価格)	(変更内容)
① 直接工事費の97%	× 電子計算機(パソコン)でランダムに発生させた変動係数1.00001~1.001(100通り)を乗じた金額(0.001%~0.1%の変動率)
② 共通仮設費の90%	
③ 現場管理費の90%	
④ 一般管理費の55%	
⑤ その他の経費の90.7%	
①~⑤の合計額	
ただし、上記により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合は、予定価格に7/10を乗じて得た額とする。	

(イメージ図)



4. 低入札者排除措置について

松山市建設工事低入札者排除措置要領に定める低入札回数に含めるのは、調査基準基礎価格を下回った場合とします。(上イメージ図の↑の範囲での低入札は排除措置上のカウントをしません。)